諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年２月１７日（令和８年（行情）諮問第１９５号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７４４号）
事件名：「特殊武器防護訓練の参考」の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「特殊武器防護訓練の参考　平成２９年３月　化学学校」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和２年４月２０日付け防官文第６３２４号及び令和３年５月２８日付け同第９６７７号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書１（原処分１について）

ア及びイ　（略）

（２）審査請求書２（原処分２について）

ア　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イないしエ　（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、「化学学校資料「特殊武器防護の参考」。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和２年４月２０日付け防官文第６３２４号により、本件対象文書の表紙のみについて、法９条１項の規定に基づく開示決定処分

（原処分１）を行った後、令和３年５月２８日付け同第９６７７号により、本件対象文書の表紙を除く部分について、法５条１号、３号及び５号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年９か月及び約４年８か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、３号及び５号に該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、３号及び５号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（３）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年２月１７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年３月５日　　審議
④　同年１０月２６日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法５条１号、３号及び５号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）法５条１号該当性について

別表の番号６に掲げる不開示部分は、自衛官の写真の顔部分であり、当該部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法５条１号ただし書該当性について検討するに当たり、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、本件不開示部分における自衛官については、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者である旨説明する。

上記の諮問庁の説明に加え、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、当該部分は、法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）法５条３号該当性について

ア　自衛隊が収集・処理した情報等について

別表の番号１ないし３及び５に掲げる不開示部分には、自衛隊が収集・処理した情報並びに編成、行動、運用及び教育・訓練に関する情報について具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ　自衛隊の装備品の性能等に関する情報について

別表の番号４及び８に掲げる不開示部分には、自衛隊の装備品の性能及び施設の構造に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）法５条５号該当性について

別表の番号７に掲げる不開示部分には、福島第一原子力発電所における事故の対処に当たった自衛官の主観的な見解を交えた叙述が記載されていると認められる。

当該部分は、国の機関における審議、検討又は協議に関する情報であるところ、事実関係の確認が不十分な情報であり、これを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明（上記第３の２及び別表の番号７）は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法５条５号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、３号及び５号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条１号、３号及び５号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	１６ページ、１７ページ、２１ページないし２５ページ、３４ページ、５３ページ、５４ページ、５９ページないし６３ページ及び６９ページのそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
2	２６ページないし２９ページ、３１ページ、６７ページ及び１４９ページのそれぞれ一部	自衛隊の編成に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
3	３０ページ、７２ページ、７３ページ、７７ページ及び７９ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び編成に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
4	３２ページ、３３ページ、３５ページないし３７ページ、３９ページないし４１ページ、４４ページないし４６ページ、７８ページ、８６ページ、９４ページ、９５ページ、１０３ページ及び１９２ページないし２１１ページのそれぞれ一部	自衛隊の装備品の性能等に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
5	４５ページ、４７ページ、７５ページ、８０ページ、９３ページ、９８ページ、９９ページ、１１５ページ、１１６ページ、１１８	自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては

	ページ、１２０ページ、１２２ページ、１２４ページ、１２８ページ、１２９ページ、１３１ページ、１３３ページ、１３４ページ、１３６ページ、１４０ページないし１４８ページ、１６３ページ、１７２ページ及び１７９ページないし１８１ページのそれぞれ一部	我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	１１７ページ、１１９ページ、１２１ページ、１２３ページ、１２５ページ、１３０ページ、１３２ページ、１３５ページ、１３７ページ、１７３ページないし１７８ページ及び１８２ページないし１８４ページのそれぞれ「ページ表記」及び「（枠内部内限り）表記」を除く全て	
６	８２ページの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
７	１０８ページの一部	事実関係の確認が不十分な情報であり、これを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
８	１９０ページの一部	自衛隊の施設の構造に係る情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当す

		るため不開示とした。

※ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。